

## 福祉車両借用申請書

年 月 日

社会福祉法人笠間市社会福祉協議会長 様

利 用 者	住 所 笠間市
	氏 名 電話
運 転 者	住 所
	氏 名
	免許第 号 電話
貸 出 期 間	年 月 日 午前・午後 時 分から
	年 月 日 午前・午後 時 分まで
利 用 目 的	
行 程	
利 用 車 両	

※ 使用の燃料については、貸出要領に基づき負担いたします。

※ 安全運転に努め、万一事故にあった場合は社会福祉協議会が加入している保険の範囲内で対応しその他の費用に関しては、自己負担することを承諾いたします。

運転者

印

※ 本会は、あらかじめ明示した範囲及び法令等の規定に基づく場合を除いて、個人情報事前に本人の同意を得ることなく外部に提供しません。

福祉車両運転報告書

年 月 日

社会福祉法人笠間市社会福祉協議会長 様

<p>運転者</p>	<p>住所 氏名</p>
<p>貸出期間</p>	<p>年 月 日 午前・午後 時 分から</p>
	<p>年 月 日 午前・午後 時 分まで</p>
<p>利用 距離数</p>	<p>出庫距離 Km 入庫距離 Km</p>
<p>車両等の異常</p>	<p>1. 無 2. 有 ( )</p>

<p>事務局確認</p>	
--------------	--

# 福祉車両使用心得

## ◎ 事業の目的

この事業は、高齢者や障害者（児）の方で、車いすをお使いになっている方に、社会参加を促すことを目的に福祉車両を貸し出しするもので、その他の目的には絶対使用しないでください。

## ◎ 使用条件

- (1) 利用者は、運転者及び必要に応じ介護者を確保してください。
- (2) 運転者は、必ず運転免許証を携帯してください。
- (3) 走行時に必要な有料道路使用料、駐車料金などは自己負担となります。
- (4) 利用者は、使用した車両の燃料費を次のとおり負担願います。  
市内往復 400 円、隣接市町村往復 600 円、近隣外市町村往復 800 円、県外往復満タン返し
- (5) 使用時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時までとなります。

## ◎ 利用報告書

運転者は運転終了後、運転報告書（様式第 2 号）に記入し、提出してください。

## ◎ 利用者及び運転者の義務

- (1) 運転者は、常に交通法規を厳守し違反行為のないよう努めてください。
- (2) 使用後は、車両の内外を清掃し返却してください。
- (3) その他、使用するにあたり事務局からの指示に従ってください。

## ◎ もし、事故を起こしたとき

- (1) 人身事故、物損事故の大小等、加害者、被害者に関係なく、必ず自ら警察に通報し、それから貸出社協に連絡してください。
- (2) 相手側の住所、氏名、電話番号、勤務先、ナンバー等を確認してください。
- (3) 当事者同士で、示談の話等は絶対に行わないでください。

(申込み先) 社会福祉法人 笠間市社会福祉協議会

本 所 電話 0296-77-0730

笠間支所 電話 0296-73-0084

岩間支所 電話 0299-45-7889

# 事故フローチャート

交通事故現場では以下の対応をお願いします。

**STEP1** けが人を救護する



**STEP2** 車を安全な場所へ



**STEP3** 警察へ連絡する

☎ 「110」



**STEP4** お相手を確認する



**STEP5** 事故状況と目撃者の確認をする



**STEP6** その場で示談しない

☎ 「0120-119-110」

お困りの時は、東京海上日動へお電話してください。

必ず、事務局へ連絡してください。『社会福祉法人 笠間市社会福祉協議会』

本 所 0296-77-0730  
笠間支所 0296-73-0084  
岩間支所 0299-45-7889